

電波監理審議会（第994回）議事要旨

1 日 時

平成25年7月10日（水）15：00～

2 場 所

総務省会議室（10階1002会議室）

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

前田 忠昭（会長）、原島 博（会長代理）、松崎 陽子、山本 隆司、村田 珠美

(2) 審理官

雨宮 明、柴 春彦

(3) 幹事

夏賀 邦明（総合通信基盤局総務課課長補佐）

(4) 総務省

富永電波部長、福岡情報流通行政局長、南大臣官房審議官 他

4 議 事 模 様

(1) 無線設備規則の一部を改正する省令案について

（諮問第18号）

審議の結果、諮問のとおり改正することは適当との答申をした。

【内容】

低遅延型デジタル特定ラジオマイクの導入に向けた制度整備を行うもの。

(2) 無線設備規則の一部を改正する省令案について

（諮問第19号）

審議の結果、諮問のとおり改正することは適当との答申をした。

【内容】

人体に近接して使用する無線設備への比吸収率測定の導入に向けた省令改正を行うもの。

(3) 基幹放送用周波数使用計画の一部変更について

（諮問第20号）

審議の結果、諮問のとおり変更することは適当との答申をした。

【内容】

茨城県かすみがうら市、土浦市及び行方市周辺地域における新たな難視解消に向けた中継局の開設が可能となるよう、基幹放送用周波数使用計画の一部変更を行うもの。

(4) 株式会社あいテレビのテレビジョン放送を行う基幹放送局の電気通信設備の変更について
(諮問第21号)

(5) 日本テレビ放送網株式会社のテレビジョン放送を行う基幹放送局の電気通信設備の変更について
(諮問第22号)

両件は、同様の事案であったため、一括して審議を行った。

審議の結果、諮問のとおり許可することは適当との答申をした。

【内容】

ア 株式会社あいテレビが番組送出設備を集約することによる、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可に係るもの。

イ 日本テレビ放送網株式会社が番組送出設備の予備設備を追加することによる、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可に係るもの。

(6) 放送法施行規則の一部を改正する省令案について

(諮問第23号)

審議の結果、諮問のとおり改正することは適当との答申をした。

【内容】

移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる新たな中継局等に係る電気通信設備についての規定の適用の特例を定めるとともに報告を要する重大な事故に関する規定を整備するもの。

(7) 日本放送協会の外国人向け協会国際衛星放送の業務の廃止の認可について

(諮問第24号)

審議の結果、諮問のとおり認可することは適当との答申をした。

【内容】

日本放送協会がベトナムで実施している外国人向け協会国際衛星放送の業務の廃止の認可をするもの。

(8) その他

広帯域移動無線アクセスシステムの高度化のための特定基地局の開設計画に係る認定申請の受付結果及び日本放送協会平成24年度決算の概要について、総務省から報告があった。

(文責：電波監理審議会事務局)